

8 荒教教第 6 1 0 号
令和 8 年 7 月 7 日
(公 印 省 略)

小中学校・幼稚園・こども園長各位

荒川区教育委員会
教育長 阿部 忠資

風水害の気象警報が発表された場合の対応について（通知）
【第 2 報】

日頃より幼児・児童・生徒の安全確保にご尽力いただきありがとうございます。
令和 8 年 5 月 2 9 日より気象庁が開始した新たな防災気象情報に伴い、令和 8 年 6 月 2 日付 8 荒教セ第 5 6 2 号「風水害の気象警報が発表されたときの対応について（通知）」にて通知をいたしました。その後、6 月 3 日に関東地方に接近した台風 6 号の対応および昨今の社会状況を踏まえ、以下のとおり対応を見直しました。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、遺漏のないようご対応ください。
なお、本通知は現段階での対応を示すものであり、今後の状況によっては変更となります。

記

		河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	暴風	
レベル5	特別警報	情報に注意し、各家庭において身の安全の確保を行う。					
		荒川・石神井川 臨時休業 (給食なし)	臨時休業 (給食なし)	臨時休業 (給食なし)	臨時休業 (給食なし)	レベル5相当	臨時休業 (給食なし)
レベル4	危険警報	情報に注意し、各家庭において身の安全の確保を行う。					
		荒川 臨時休業(給食なし) 石神井川 西尾久地区の一部のみ 臨時休業(給食なし) 対象：尾久第六小学校 尾久第二幼稚園	臨時休業 (給食なし)	日暮里地区の一部のみ 臨時休業 (給食なし) 対象：第一日暮里小学校	臨時休業 (給食なし)	レベル4相当	臨時休業 (給食なし)
レベル3	警報	事前に避難方法を各家庭で決め、状況に応じた行動をとる。					
		荒川のみ 臨時休業 オンライン配信 (給食なし)	臨時休業の場合 オンライン配信 (給食なし)	臨時休業の場合 オンライン配信 (給食なし)	臨時休業の場合 オンライン配信 (給食なし)	レベル3相当	臨時休業の場合 オンライン配信 (給食なし)

荒川のみ、河川氾濫の場合は、レベル 3 以上で臨時休業
幼稚園・こども園については、オンライン配信は実施しない

1 授業実施等の判断について

(1) 原則として、以下のタイミングで、下記の内容を踏まえて、教育委員会において総合的に臨時休業等の対応を判断する。

判断のタイミング

(台風最接近日の) 前日 11 時

(台風最接近日の) 前日 13 時 (で臨時休業としなかった場合)

(台風最接近日の) 当日 5 時 (で臨時休業としなかった場合)

原則、前日までの判断を行うものとする。

臨時休業と判断した場合は、判断の変更はしない。

判断要素 以下の要素を総合的に勘案し判断することとする。

台風が日本列島に上陸し、各地で気象庁から発表されている気象警報レベル3以上が発表されている

当該台風の関東接近が見込まれている

当該台風の影響によって他自治体で避難所開設が行われている

関東の主要な鉄道の計画運休が発表されている

東京23区において休校が発表されている

2 臨時休業時のオンライン配信の実施について

臨時休業時は、オンライン配信を実施する。

ただし、気象警報レベル4以上など避難が必要となる場合は、オンライン配信を実施しない。

3 オンライン配信を実施する場合

オンライン配信は、校長の判断により、学校並びに在宅勤務における授業配信を可能とする。在宅勤務は、台風の接近等により通常の登校・出勤が困難と判断される場合において、教職員は自宅から児童・生徒に対してオンライン配信を行うものとする。

また、前日11時、または前日13時にオンライン配信の実施を判断し、その後天候が回復した場合においても、登校に変更はせず、予定通りオンライン配信を実施する。

4 宿泊行事や校外学習について

宿泊行事や校外学習等が予定されている場合には、『1 授業実施等の判断について』とは別に、最新の気象情報や台風の進路状況を確認するとともに、教育委員会とも連携して、出発時刻の変更や延期・中止をする等について判断する。

5 授業を実施する場合

登校（園）するときには通学路の状況や気象警報を確認して通学時の安全確保を第一とする。天候が不安定な場合や通学の安全が確保できない場合は、登校（園）を見合わせる判断を各家庭に周知すること。なお、保護者の判断で、登校（園）を見合わせた場合は、遅刻や欠席とはしない。

気象庁HP <あなたの街の防災情報（荒川区）>
https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=default&area_type=class20s&area_code=1311800



6 保護者への周知について

- (1) 前日11時または前日13時に教育委員会にて決定した臨時休業等の対応について、各校（園）から保護者宛に学校のホームページやスクリレ等を活用して迅速かつ丁寧に別添通知文を参考に周知する。なお、電話対応を行う時間帯が設定されているところではあるが、緊急時であることを考慮し、必要に応じて電話対応を行うこととする。また、スクリレに登録していない保護者には、電話で連絡をするなど確実に情報が伝わるようにする。
- (2) 学校（園）の状況（窓ガラスの破損、倒木等）によって、臨時に休業等の対応をする場合は、スクリレ等を活用して保護者に周知を図る。
- (3) 保護者からの問い合わせ等に対応するため、全教職員の共通の理解を徹底する。
- (4) 別添資料「風水害の気象警報が発表された場合の対応について（通知）」を活用し、保護者へ学校の対応について事前に周知し、保護者の理解を促すこと。

7 学校（園）施設の被害報告

(1) 事前対応

台風接近等の際には、幼児・児童・生徒の安全確保を図るとともに、事前に飛ばされる物が無いか、窓が閉まっているか等、学校（園）施設に関する被害防止、事故の未然防止に努める。

(2) 当日対応

施設設備の不具合や近隣への被害等について
施設設備の不具合や近隣への被害等が発見された場合、下記のとおり対応すること。

）教育施設課への報告方法

当日は、各学校（園）からの報告により電話回線が混雑する可能性もあるため、下記番号への入電をすること。

【連絡先】

教育施設課 施設係 電話 3 8 0 2 - 4 5 4 7 (直通)
計画係 電話 3 8 0 2 - 4 8 5 2 (直通)

）被害状況等の報告時の情報提供内容

- ・被害場所（フロア、教室名）
- ・被害状況（具体的にわかる範囲で、状況を伝達）
- ・人的被害の有無
- ・教育活動等への影響の有無

学校（園）内における被害状況の共有について

報告後、教育施設課担当より折り返しの上、必要に応じて学校（園）へ現場確認を行うが、状況によっては、すぐに行くことができない可能性がある。現場確認の際は、職員室へ行くため、その際に、できる限り、現場を把握している教職員がいるようにすること。

8 学校給食について

臨時休業やオンライン配信の実施により給食を中止した場合は「学校給食の手引き」を参照し、発注の調整を行うこと。

納品された食材は、翌日以降使用できるもの（牛乳、乾物、調味料等）と廃棄するもの（生鮮食品）に仕分けし、適切に処理すること。

9 学童保育・にこにこすくーるについて

（１）学童クラブについて

学校が臨時休業（オンライン配信）となった場合、学童クラブは朝８時に開室する想定である。児童が登室する際は、必ず保護者が同伴することとする。オンライン配信を実施する場合は、学童クラブにカリキュラムを共有すること。

（２）にこにこすくーるについて

にこにこすくーるは、災害時の児童の安全確保を最優先とするため、閉室とする。

10 教職員の服務について

指導室からの通知 『令和８年７月７日付 ８荒教指第６６２号「台風接近等に伴う在宅勤務によるオンライン配信の実施について」』を参照すること。

11 学校設備使用について

教育委員会としては、台風等に伴い、荒川区を対象とした各種気象警報が発表されている場合には、利用者の安全確保のため、外部団体には、体育館等の利用を控えていただくよう求める必要があると考える。

これについて、使用申請書を受理する際に、別添資料を用いて各団体に対し周知を行うこと。

12 幼児・児童・生徒への安全指導の徹底

「安全教育教育プログラム」(東京都教育委員会)等を参考に、増水した河川や浸水道路、冠水したアンダーパス等の危険箇所には絶対に近付かないなど、気象状況や周囲の安全を十分に確認した上で避難・行動することを指導する。

【問合せ先】

- 幼児・児童・生徒の安全指導、保護者への通知に関すること
教育センター 内線 3 3 9 1
- オンライン配信、宿泊行事・校外学習に関すること
指導室指導主事 内線 3 3 8 5
- 教職員の服務に関すること
指導室事務係 内線 3 3 8 1
- 学校給食に関すること
学務課学事第二係 内線 3 3 3 6
- 学校施設に関すること
教育施設課施設係 内線 3 3 2 1
- 学童クラブ・にこにこすくーるに関すること
登校・放課後サポート課事業支援係 内線 3 8 3 2